

主 文

被告人を懲役5年に処する。

理 由

【罪となるべき事実】

被告人は、令和6年9月4日午後10時32分頃から同日午後10時51分頃までの間に、奈良県橿原市a町b番地のc当時の被告人方において、A（当時2か月）に対し、その口腔内にウェットティッシュを押し込む暴行を加え、よって、同人に回復見込みのない低酸素脳症の傷害を負わせたものである。

【証拠の標目】

（省略）

【事実認定の補足説明】

1 争点

弁護人は、①被告人は、「罪となるべき事実」欄記載のA（以下「被害者」という。）の口腔内にお尻拭きを入れたものの、口の奥までは押し込んでいないことなどから、暴行罪（刑法208条）にいう不法な有形力の行使は認められず、また、②被告人には暴行及び傷害の故意はない旨主張し、被告人もこれに沿う供述を行っているため、以下検討する。

2 認定事実

関係証拠によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 被告人は、令和6年9月4日当時、「罪となるべき事実」欄記載の当時の被告人方において、被害者の母親（被告人の当時の妻）及び生後約2か月の被害者と同居して生活していた。
- (2) 被害者の母親は、令和6年9月4日午後8時40分頃、仕事のために当時の被告人方から外出した。その後、被告人は、当時の被告人方において、単身で被害者の監護にあたっていた。
- (3) 被告人は、被害者が泣き始めたことから、被害者を抱きかかえるなどしてい

たものの、被害者が泣き止まないことから、いったん被害者をベビーベッドに寝かせた。しかしながら、被害者は、ベビーベッドの上でも泣き止まなかった。

そこで、被告人は、お尻拭き用に使用していたウェットティッシュを、被害者の口腔内に押し込んだ（なお、同犯行態様の認定理由は後述のとおり。）。

(4) 被告人は、いったん被害者の近くを離れたものの、その様子の異変に気づき、被害者の近くに再び戻った。その後、被告人は、指で被害者の口腔内からウェットティッシュを取り出そうと試みたものの、取り出すことはできなかった。

その後、被告人は、毛抜きを用いて、被害者の口腔内からウェットティッシュを取り出すことに成功した。

3 本件犯行態様について

(1) 捜査段階において、捜査機関から本件の犯行状況等に関して見解を求められた医師2名は、それぞれ以下のような供述を行っている。

ア B医師（C病院新生児集中治療部門、病院教授）

乳児の口先や口先の近いところにお尻拭きを入れても、舌挺出反射（固形物を口に入れた際に舌を前方に突き出す反射）により、お尻拭きを舌で押し出すので、乳児が自らお尻拭きを嚥下するとは考えにくい。

泣いていて乳児が息を吸い込むタイミングでお尻拭きを口の中に入れて、口の中のお尻拭きが奥の方まで移動することがあり得ないとはいえない。もっとも、お尻拭きはゼリーのようにすべるものではないので、乳児が息を吸い込んだだけで喉頭蓋が押されて気道閉塞する位置までお尻拭きが入るのかと言われると、難しいと思う。

イ D医師（E病院、小児科医師）

お尻拭きを口腔内に入れられ、呼吸が苦しくなれば深呼吸をすることになり、吸い上げる力が働くので、それにより喉の奥に向かって移動する可能性が無いとはいえない。

乳児の呼吸によってお尻拭きが動くのは少しであるため、最初にお尻拭き

を口腔内に入れた際に、ある程度奥まで入れていなければ、お尻拭きを取れないといった事態にはならないと思われる。

- (2) 上記医師2名の供述内容はいずれも、医学的・専門的な見地から、生後約2か月の乳児の身体的特徴や被害者に生じた傷害結果等を踏まえて、合理的根拠を示しながら本件の犯行状況等について具体的説明を行うものであって、その内容に特段不自然、不合理な点は認められず、十分に信用性が認められる。

そして、医師2名の上記見解のほか、本件犯行後の状況及び被害者に生じた傷害結果の内容等に照らせば、被告人が被害者の口腔内にウェットティッシュを押し込む暴行を加えたことは、十分に認められる。

- (3) なお、被告人は、被害者の口にお尻拭きをいれたものの、口の奥に押し込んではいない旨供述しており、弁護人も、上記医師2名の見解等も踏まえて、呼吸のタイミングでお尻拭きが被害者の口の奥に入ってしまった旨主張している。

しかしながら、上記医師2名は、被害者の呼吸等によってウェットティッシュが移動した可能性自体は否定できないとしつつも、被害者の口腔内の状況や生理作用等に照らして、喉の奥にまで移動する可能性は考えにくい旨を供述するものであって、被告人が被害者の口腔内にウェットティッシュを押し込んでいないことの積極的な論拠とはなり得ない。

むしろ、被害者と同年代の乳児の口蓋の大きさや、被告人が押し込んだウェットティッシュの形状等も考慮すると、被告人が、被害者の口腔内にウェットティッシュを押し込んだと考えることが、本件犯行状況としては合理的かつ相当というべきである。

そうすると、被告人の上記供述内容は信用できず、また、弁護人の上記主張内容も、被告人が被害者の口腔内にウェットティッシュを押し込む暴行を加えたとの当裁判所の認定に合理的疑いを生じさせるものとは認められない。

4 故意について

- (1) 暴行罪（刑法208条）にいう「暴行」とは、人の身体に対する不法な有形

力の行使を指すと解されるどころ、被告人が被害者の口腔内にウェットティッシュを押し込んだ行為は、被害者の身体に向けられた不法な有形力の行使であることは明らかであって、上記「暴行」に該当すると認められる。

また、被告人は、あえて被害者の口腔内にウェットティッシュを押し込む行為に及んだのであるから、被告人には暴行の故意も存在すると認められる。

そして、傷害罪（刑法204条）の成立に必要な主観的要件としては、暴行の故意が存在すれば足りると解されることからすれば、被告人には「罪となるべき事実」欄記載の傷害罪が成立すると認められる。

(2) これに対して、被告人は、当公判廷において、本件犯行時の自身の心境等について、「被害者はいつも以上に泣いていたので、少し静かにしてほしいと思った。」「被害者を傷つけるつもりはなかった。」「被害者が苦しがるとは考えなかった。」などと供述している。

しかしながら、被告人の上記供述内容は、結局のところ、被害者に傷害結果が生じることは予想できなかったというものに過ぎず、その供述内容について、暴行の故意の存在を否定するに足りる事情は何ら認められない。

(3) なお、弁護人は、被告人の上記行為は不法な有形力の行使とはいえず、また、被告人には不法な有形力の行使を行う認識もなかった旨主張している。

しかしながら、生後約2か月と未熟な被害者の口腔内に、お尻拭き用のウェットティッシュを押し込むことが、被害者の呼吸や生理作用を大きく妨げることに関わりかねない極めて危険性の高い行為であることは、客観的にみても明らかというべきである。

そうすると、被告人の上記行為が不法な有形力の行使に該当することや、そのような行為にあえて及んだ被告人について、少なくとも暴行の故意が存在することもまた明らかというべきであって、弁護人の上記主張は採用できない。

5 小括

その他に弁護人の主張内容を検討してみても、当裁判所の認定を揺るがすに足

りる事情は何ら認められない。

よって、被告人には、「罪となるべき事実」欄記載の傷害罪が成立する。

【法令の適用】

(省略)

【量刑の理由】

- 1 被告人は、実子である生後約2か月の被害者の口腔内に、ウェットティッシュを押し込む暴行を加えたもので、その一方的な犯行態様は危険で悪質である。

その結果、幼少の被害者は、回復見込みのない低酸素脳症の傷害を負い、その将来にも深刻な打撃を被ったのであって、被害結果も取り返しのつかない重大なものというほかない。

- 2 被告人は、被害者の母親が出勤したことから、当時の被告人方において単身で被害者の監護にあたっていたところ、いつも以上に泣き続ける被害者に対し、泣き止んでもらいたいとの考えから本件犯行に及んだ旨供述している。突発的な犯意に基づく犯行であったことがうかがわれるとはいえ、幼少の被害者の心身の安全を何ら顧みない意思決定過程は、短絡的かつ自己中心的なものといわざるを得ず、厳しい非難は免れない。

なお、弁護人は、被告人が、仕事をしながら育児にも積極的に関与するなどしていた結果、慢性的な睡眠不足や日々の疲労を抱え込んだ状態にあった旨主張している。しかしながら、幼少の被害者の監護を担う立場にあった以上、被害者のために適切な対応を検討して実践すべきことは、父親として当然の責務であって、弁護人の主張する諸事情は、本件犯行を正当化するものとは認められない。

本件犯行に至った動機や経緯について、大きく酌むべき事情は認められない。

- 3 被害者の母親は、被害者は現在も寝たきりの状態にあり、その介護を昼夜行う必要があることなどを訴えた上で、被告人の厳重処罰を望んでいる。重篤な障害を抱えた被害者に日々寄り添うことを余儀なくされた母親としての悲痛な立場や心情は、察するに余りあるものであって、被害者の母親が被告人の厳重処罰を望

むことは十分に理解ができるものである。

- 4 上記事情等に照らせば、被告人の刑事責任は重く、その他の弁護人の主張内容を踏まえても、相当期間の実刑は免れない。

そこで、本件犯行後に自ら救急車を呼ぶなどしたこと、前科はないこと、妹及び雇用主が当公判廷において被告人の監督や雇用の継続を申し出ていること、被告人の意向に沿った金額にとどまるものの、被害者の治療費や養育費の支払を開始したことなどの酌むべき事情も考慮して、主文掲記の懲役刑を量定した。

(求刑：懲役6年)

令和7年8月4日

奈良地方裁判所刑事部

裁判官 岡 田 卓